

公 告

公 告 第 27 号
令和8年9月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊留萌駐屯地
第346会計隊長 中島 陽介

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
Aグループ：廃バッテリー 別紙第1のとおり
Bグループ：立木 別紙第2のとおり
- (2) 搬出場所
陸上自衛隊留萌駐屯地
- (3) 搬出期限
令和8年10月30日（金）（代金納付から原則5日以内に搬出を完了させること）

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊留萌駐屯地第346会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

4 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 現場確認を希望する者は、下記の現場担当者に連絡し、調整したうえで実施すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所
駐屯地多目的室
- (2) 日 時
令和8年10月1日（木）10時00分

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了し、かつ有資格者と認定され、格付「**物品の買受け**」が「**D**」以上であり、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 別紙第3「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (6) 現場確認をしていること。又は、現場確認をしなかった事によって生じる不利益は買受人の負担とすることを了承のうえ参加すること。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収する。

8 無効入札

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札

- (4) 電報又は FAX による入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 所有権の移転時期

当該物品の引渡し完了した時とする。

10 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。但し、同額の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書等の作成

落札者は、契約担当官から交付された契約事案に記名押印し、落札決定の日から起算して 7 日以内にこれを契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

12 その他

- (1) 再度入札は直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は、官側が指定する日時において実施する。
- (2) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に**入札書**及び**内訳書**を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）と共に「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて 9 月 30 日（水）17 時 00 分までに第 346 会計隊契約班に必着させること。この際、下記入札担当者に電話にて到着の確認を行うこと。
- (3) **契約事務の手続き上の観点から、入札書は内訳書も同封すること。**
- (4) 売払物品の実質重量及び状態については、現物現況を優先する。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (7) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書または契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。
- (8) 搬出可能日は、代金納付の完了日以降とする。
- (9) 契約業者は輸送時の保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (10) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (11) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (12) 物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (13) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (14) 売払物品の使用等に際して、必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。
- (15) **入札における質問事項は入札日前日までとし、下記問い合わせ先を通じて確認すること。**
- (16) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地第 346 会計隊契約班 Tel 0164-42-2655（内線 347）担当：世良
FAX 0164-42-2429（内線 408）
MAIL 346fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp
- (17) 現物確認及び物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊留萌駐屯地業務隊 Tel 0164-42-2655（内線 725）担当：水林

13 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：留萌駐屯地第 346 会計隊、北部方面会計計隊ホームページ
旭川駐屯地第 343 会計隊、滝川駐屯地第 345 会計隊、留萌商工会議所
- (2) 掲示期間：令和 8 年 9 月 16 日～令和 8 年 10 月 1 日

No.	品名	規格	重量	数量	単位	1個/(KG)	備考
1	廃バッテリー	80D26R	240	15	EA	16	小型トラック
2	廃バッテリー	85D26R	102	6	EA	17	
3	廃バッテリー	95D26R	32	2	EA	16	
4	廃バッテリー	105D26R	34	2	EA	17	
5	廃バッテリー	105D31R	726	33	EA	22	高機動車
6	廃バッテリー	145F51	384	12	EA	32	大型トラック
7	廃バッテリー	150F51	222	6	EA	37	
8	廃バッテリー	115D31R	325	13	EA	25	軽装甲機動車
9	廃バッテリー	YB16AL－2	5	1	EA	5	軽雪上車
10	廃バッテリー	155G51	140	4	EA	35	78式雪上車
11	廃バッテリー	130E41L	180	6	EA	30	10式雪上車
12	廃バッテリー	195G51	40	1	EA	40	96式装輪装甲車
13	廃バッテリー	245H52	104	2	EA	52	82式指揮通信車
14	廃バッテリー	YTX7L－BS	4	2	EA	2	オートバイ
15	廃バッテリー	95D31R	38	2	EA	19	資材運搬車
16	廃バッテリー	34A19L	8	1	EA	8	発電機
17	廃バッテリー	34A19RT	7	1	EA	7	94式除染装置
18	廃バッテリー	HZ12－12	90	30	EA	3	通信器材
19	廃バッテリー	MSE－200	350	25	EA	14	通信器材
20	廃バッテリー	HR9－12FR	18	2	EA	9	通信器材
21	廃バッテリー	REW45－12FR	12	6	EA	2	通信器材
	合 計		3,061	172			

No.	品 名	樹 種	丸太の長さ(m)	末 口 (m)	単 位	数 量	1本あたり材積(m³)	材積合計(m³)
1	立 木	広葉樹	2	0.10	PC	5	0.020	0.100
2	立 木			0.13	PC	1	0.034	0.034
3	立 木			0.15	PC	6	0.045	0.270
4	立 木			0.17	PC	1	0.058	0.058
5	立 木			0.20	PC	5	0.080	0.400
6	立 木			0.25	PC	3	0.125	0.375
7	立 木			0.27	PC	1	0.146	0.146
8	立 木			0.30	PC	2	0.180	0.360
9	立 木			0.35	PC	3	0.245	0.735
10	立 木			0.4	PC	3	0.320	0.960
11	立 木			0.55	PC	1	0.605	0.605
12	立 木			0.58	PC	1	0.673	0.673
			以下余白					
	合 計							4.7152

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これら準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合